

独立型タンクを有するタンカーの交通及び 点検用スペースに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

独立型タンクを有するタンカーの交通及び点検用スペースに関する事項

改正理由

鋼船規則 C 編 35 章では点検設備について規定している。しかしながら、独立型タンクを有するタンカー（アスファルトタンカー等）のホールドスペースに関し、ホールドスペースへの交通のための開口並びにホールドスペース内の交通及び点検のための間隙について、その最小値は明確に規定されていない。そのため、これまでは同様の用途である一体型タンクを有する油タンカー及び同様の構造を有する液化ガスばら積船の規定を準用していた。

今般、独立型タンクを有するタンカーのホールドスペース内への交通のための開口並びにホールドスペース内の交通及び点検のための間隙に関する要件について、一体型タンクを有する油タンカーの固定点検設備及び液化ガスばら積船のホールドスペースに関する規定を参考に、当該要件を明確にすべく関連規定を改めた。

改正内容

独立型タンクを有するタンカーのホールドスペース内への交通のための開口並びにホールドスペース内の交通及び点検のための間隙の最小値を規定した。